

(別紙)

○ 課徴金の額の計算方法について

1. 課徴金納付命令対象者(1)について

- (1) 金融商品取引法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格(361.9円)に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から、当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

ア. 自己の計算による買付け

(361.9円×31,500株)

－{(130円×2,000株+131.8円×800株+132円×200株+134円×1,700株+135円×10,300株+137円×2,000株+138円×2,000株+139円×3,500株+139.8円×1,000株+140円×2,000株+141円×3,000株+156円×1,000株+157円×1,000株+158円×1,000株)}

=7,039,410円

イ. 自己及び自己以外の者の計算による買付けが混和している買付け

(361.9円×8,220株(注1))

－{(102円×3,000株+105円×3,000株+107円×2,000株+108円×1,000株+108.9円×300株+109円×700株+135円×1,000株)－300,000円}(注2)

=2,087,848円

(注1) 自己の計算による買付けの数量は、自己及び自己以外の者の買付け数量11,000株から、当該数量に、自己以外の者が当該有価証券の買付けのために拠出した額300,000円/自己及び自己以外の者の計算による当該有価証券の買付けの額1,186,970円を乗じて得た数量(1株未満切捨て)を控除して得た数量。

(注2) 自己の計算による買付けの額は、自己及び自己以外の者の計算による買付けの額1,186,970円から、自己以外の者がその買付けのために拠出した額300,000円を控除した額。

の合計額9,127,258円となる。

- (2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、9,120,000円となる。

2. 課徴金納付命令対象者（2）について

- (1) 金融商品取引法第175条の2第1項第3号の規定により、当該違反行為により当該情報受領者等が行った当該買付けによって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額。

利得相当額とは、同条第3項第2号の規定により、情報受領者等が特定有価証券等の買付けをした場合、当該特定有価証券等の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格（361.9円）に当該特定有価証券等の買付けの数量を乗じて得た額から、当該特定有価証券等の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & [\{ 361.9 \text{円} \times (31,500 \text{株 (上記1.(1)ア.)} + 8,220 \text{株 (同イ.)}) \} \\ & - \{ (130 \text{円} \times 2,000 \text{株} + 131.8 \text{円} \times 800 \text{株} + 132 \text{円} \times 200 \text{株} + 134 \text{円} \times 1,700 \text{株} + \\ & \quad 135 \text{円} \times 10,300 \text{株} + 137 \text{円} \times 2,000 \text{株} + 138 \text{円} \times 2,000 \text{株} + 139 \text{円} \times 3,500 \\ & \quad \text{株} + 139.8 \text{円} \times 1,000 \text{株} + 140 \text{円} \times 2,000 \text{株} + 141 \text{円} \times 3,000 \text{株} + 156 \text{円} \\ & \quad \times 1,000 \text{株} + 157 \text{円} \times 1,000 \text{株} + 158 \text{円} \times 1,000 \text{株}) \\ & + (102 \text{円} \times 3,000 \text{株} + 105 \text{円} \times 3,000 \text{株} + 107 \text{円} \times 2,000 \text{株} + 108 \text{円} \times 1,000 \text{株} \\ & \quad + 108.9 \text{円} \times 300 \text{株} + 109 \text{円} \times 700 \text{株} + 135 \text{円} \times 1,000 \text{株}) - 300,000 \text{円} \}] \\ & \times 1/2 \\ & = 4,563,629 \text{円} \end{aligned}$$

- (2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、4,560,000円となる。